

平成 27 年 3 月 20 日
秋田県生活環境部県民生活課

「秋田県消費者教育推進計画」（素案）」に関する意見募集の結果について

県では、「消費者教育の推進に関する法律」や国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、市町村や地域の多様な主体と連携を図りながら、効率的かつ体系的な消費者教育を推進し、自ら考え自ら行動する「自立した消費者」の育成、どこに住んでいても消費者教育を受けることができる機会の提供を実現するため、「秋田県消費者教育推進計画」を策定することとし、同計画素案について広く御意見を募集したところですが、意見募集の結果及び県の考え方等を取りまとめましたので公表します。

御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

1 意見募集の期間

平成 27 年 1 月 26 日（月）から平成 27 年 2 月 25 日（水）まで

2 意見の提出状況

(1) 意見書の数 1 通（F A X）

(2) 意見の数 2 件

3 お寄せいただいた御意見と県の考え方等

別紙をご覧ください。

4 お問い合わせ先

住 所：〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1
秋田県生活環境部県民生活課 消費生活班

電 話：018-860-1517

F A X：018-860-3891

電子メール：kenminseikatu@pref.akita.lg.jp

お寄せいただいた御意見と県の考え方等

区分	意見内容	県の考え方等
<p>1 【計画策定の趣旨、推進の内容】 について</p>	<p>消費者教育の意義は、市民が消費者問題の被害者になることを防止するという消極的な意味にとどまらず、市民が消費者行動そのものの意味を理解し、自分たちの行動により社会が変わりうるという積極的な意味がある。</p> <p>素案では、契約に関するトラブルや悪質商法への対処、特殊詐欺への対応、インターネット問題など「消極的な意味」での消費者教育に関する記述が多いものの、消費者教育の積極的意義についての言及が不足している。</p> <p>積極的意味の消費者教育については、素案では「計画策定の趣旨」として、「自ら考え自ら行動する『自立した消費者』の育成」を挙げるものの、さらに具体化し、積極的意味の消費者教育を実行するための具体的施策について、より深く掘り下げた内容にすべきである。</p>	<p>「自立した消費者」の育成支援のため、学校や地域での出前講座の実施や、消費者問題をテーマとした講演会の開催等により、その内容を家庭で話題にさせていただくことで、県民の皆さまの意識啓発を図っていくことを、計画に盛り込みました。</p>

区分	意見内容	県の考え方等
<p>2 【推進の内容】 について</p>	<p>「消費者教育」「出前授業」という言葉が多く使われているが、そこでどのようなことが教えられるべきであるのかが明らかになっていない。</p> <p>特に、小・中・高等学校及び特別支援学校における消費者教育では、金融や経済に関する知識の植え付けではなく、個人が批判的な精神をもって消費行動ができるように、社会における市民のありかたを考えさせるものとして行われるべきであり、この点への具体的な言及がなされるべきである。</p> <p>また、小・中・高等学校及び特別支援学校における消費者教育においては、児童生徒のみならず保護者についても消費者意識の醸成を図ることが重要であり、P T Aなどを通じて保護者への消費者教育に積極的に取り組むことについても明記すべきである。</p>	<p>小・中・高等学校及び特別支援学校における消費者教育については、学習指導要領によるほか、関係機関と連携した児童生徒への出前講座、啓発冊子の作成・配布等により、児童生徒の消費者としての知識習得を支援するとともに、消費者問題の背景にある事象を児童生徒が自ら考え、家庭で保護者等と消費者問題を話し合うことで、消費者意識を醸成することを計画に盛り込みました。</p> <p>また、P T A等、保護者を対象とした出前講座も実施する予定であり、児童生徒、保護者の双方の消費者意識の醸成を図っていくことを、計画に盛り込みました。</p>